

平成26年度 「水質基準に関する省令の一部を改正する省令」について

「水質基準に関する省令の一部を改正する省令」（平成26年厚生労働省令第15号）、及び「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の一部を改正する件」（平成26年厚生労働省告示第147号）にて、平成26年度より、水質基準の項目に「亜硝酸態窒素」が新たに追加されました。

追加された項目

番号	項目名	基準値
九	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l以下であること。

※九の項に追加され、以降、従来の番号は一項繰り下げられる（全51項）。

水質基準に関する省令の項目追加に伴い、改正が行われた規則について
（亜硝酸態窒素の項目追加に伴う追加・変更に関する規則を抜粋）

水道法施行規制

第十五条：水質検査項目に「亜硝酸態窒素」を追加し、定期及び臨時の水質検査については「硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素」の項目と同様の定期検査（おおむね3か月に1回、過去3年間の検査結果により、検査頻度を減らすことを検討することも可能）を講じるものとする。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（通称ビル管法）施工規制

第四条：水質検査項目に「亜硝酸態窒素」を追加し、定期検査の頻度を6か月以内ごとに1回とする。

参照

水質基準に関する省令の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第15号）
水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の一部を改正する件
（平成26年厚生労働省告示第147号）
官報：平成26年2月28日付（号外 第40号）

今回追加された項目は当センターでも検査を受託しております。
検査に関する質問や検査頻度に関するご相談等については、お問い合わせください。

公益財団法人 北九州生活科学センター
水質環境部飲料課 093-881-8282